

### 甲府市武田氏館跡歴史館への指定管理者制度導入について

甲府市武田氏館跡歴史館（以下「歴史館」という。）の管理運営について、開館当初からの指定管理者制度導入を検討したものの、運営課題、施設の維持管理費、入館者数、飲食物販の収入見込み額等を把握するため、平成30年3月27日に開催された第13回武田氏館跡活用庁内検討委員会において、開館後、2～3年間をかけて検討することとされました。

開館し、1年が経過した令和2年度当初より、令和4年度からの指定管理者制度導入について検討を行いました。新型コロナウイルス感染症の影響は大きく、交流人口の減少により、指定管理者制度導入を検討する上で必要な数値等の収集が難しく、新型コロナウイルス感染症の終息も先行き不透明な状況であったことから見送るに至りました。

令和4年に入り、新型コロナウイルス感染症は第6波により拡大し、感染者数は下げ止まりの状態にあるものの、ワクチン接種が進み、人々の交流も回復傾向にあり、なおかつ、感染症対策が一般的になり、治療薬の開発も進んでいることから、令和5年度から歴史館に指定管理者制度を導入するものとし、報告いたします。

#### 1 指定管理者制度導入の公の施設

- 甲府市武田氏館跡歴史館（施設内の飲食物販施設を含む）  
甲府市大手三丁目5番44号

#### 2 指定管理者制度導入の時期

- 令和5年4月1日

#### 3 設置管理条例の改正

- 指定管理者制度を導入するための条例改正を令和4年6月議会に行う。

#### 4 指定管理者募集要項、管理運営業務仕様書等で規定する内容

- 指定管理者に行わせる業務の範囲
- 指定管理者が行う管理の基準
- 指定管理者の指定の手続き
- 指定管理者の選定基準

#### 5 指定管理者の募集

- 指定管理者の募集は、出資法人、民間事業者、NPO法人等から公募する。
- 指定管理者の公募は、募集期間を定め、あらかじめ施設の概要、指定管理者が行う業務の範囲や管理の基準、指定期間、応募者の資格、選定基準等を提示して実施する。

## 報告:第8号

### 6 指定管理者の選定

- 指定管理者の選定は、歴史館における良質なサービスの提供が効果的、効率的かつ安定的に行われるよう管理運営コストだけでなく、サービス提供のノウハウ、事業計画を確実に実施できる経営基盤などを総合的に判断して行う。
- 公募による応募者の審査を行うため「指定管理者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を設置する。選定委員会は、委員5名で組織することとし、選定手続きの透明性及び公平性を確保するため委員のうち2名以上は外部有識者とする。
- 選定委員会における審査に際しては、あらかじめ選定委員会の意見を聴いて審査の基準を作成し、公表する。
- 教育委員会は、選定委員会における審査結果を踏まえ、条例で定める選定基準に照らして最も適切な管理を行うことができると認められる団体を指定管理者の候補者として選定する。
- 指定管理者の候補者選定後は、応募団体数、審査結果の概要などについて甲府市のホームページに掲載し、公表する。

### 7 指定期間

- 指定期間は、事業の安定性、継続性、経費の妥当性等を判断するため、3年間とする。

### 8 利用料金制の導入

- 指定管理者制度へ移行するにあたっては、指定管理者の自立的な経営努力を発揮しやすくする効果が期待できることや、甲府市及び指定管理者の会計事務の効率化が図られることから、利用料金制を導入する。
- 甲府市教育委員会が指定管理者に支払う指定管理料は、指定管理業務に必要な経費（指定管理の対象経費）から利用料金収入見込額を差し引いた額とする。

### 9 指定管理者の指定

- 指定管理者の指定は、次の事項について議会の議決を経て行う。
  - ・ 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
  - ・ 指定管理者となる団体の所在地及び名称
  - ・ 指定期間
- 指定管理者の指定の議案は、市民への周知及び移行準備のための期間を考慮して、令和4年12月議会へ提出する。

### 10 指定後の手続き

- 指定の議決後は、委託料の額や支払方法、業務の範囲や管理の基準に関する細目、個人情報等の取扱い等について、指定管理者と協定を締結する。

※なお、詳細の導入スケジュールについては、「甲府市武田氏館跡歴史館の指定管理制度導入スケジュール」参照。



# 報告：第9号

## 電子書籍サービスの導入について

### 1 概要と目的

電子書籍（電子データ化された電子出版物）については、令和元年6月に成立した「視聴覚障害者等の読書環境の整備に関する法律」（以下「読書バリアフリー法」という。）にアクセシブルな書籍として謳われており、障がい者サービスの一つとして、本を読むことに困難を抱える障がい者等に対し、文字の拡大や読み上げ機能等といったサービスが可能となるため、合理的配慮に資するツールとして提供することができる。

また、令和2年から始まった新型コロナウイルス感染の大流行により、公共図書館などにおいて臨時休館やサービスの制限が行われるなか、電子書籍サービスは、インターネットを通じて専用ホームページ上から貸出・返却・予約等ができ、かつパソコンやスマートフォン、タブレットなどから読むことができるため、感染防止の観点からもその利便性や有用性が注目されている。

このような状況下において、デジタル技術を活用した電子書籍サービスの導入については、公共図書館としてより公共性と汎用性の高いサービスを提供するとともに、「読書バリアフリー法」及び「障害者差別解消法」の趣旨を体現する具体的なツールとして提供することが可能となることから、本市の図書館活動の推進を図ることを目的に電子書籍サービスを導入する。

### 2 利用対象者

甲府市立図書館の利用者カードの交付を受けている者（甲府市図書館条例施行規則第9条に準拠する）

#### 【甲府市図書館条例施行規則第9条】（抜粋）

（利用者の範囲）

第9条 図書館資料の館外貸出しを受けることのできる者は、次のとおりとする。

- （1）市内に住所を有する者
- （2）市内に通勤し、又は通学している者（前号に掲げる者を除く。）
- （3）館長が広域的な図書館活動を行うため適当であると認めた者

### 3 提供サービス

利用対象者が、インターネットを通じて、図書館ホームページ上から、電子書籍を紙の本と同じように検索、貸出、返却、予約、閲覧できることとする。また、配信する電子書籍は「出版社が保有する商用コンテンツ」「図書館等が保有する貴重資料や地域資料」等とし、それらを一元管理し配信できることとする。

### 4 運用開始時期

令和4年11月上旬（予定）

## 報告：第9号

### 5 電子書籍貸出システムの調達及び運用について

電子書籍貸出システムの調達及び運用にあたっては、本事業の特性を理解したうえで、実施可能な電子書籍サービスを積極的に提案し、事業遂行において適切な能力を発揮できる最適な受注者を選定するため、公募による企画提案（プロポーザル）を実施する。

### 6 スケジュール（予定）

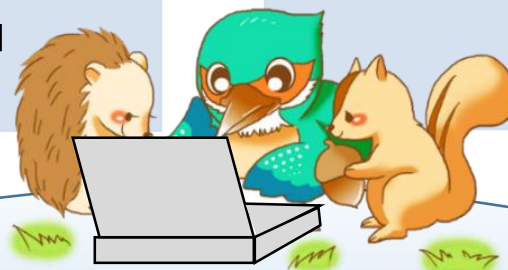
- ・ 第1回選考委員会 6月中旬
- ↓
- ・ 告 示 6月下旬
- ↓（公募）
- ・ 第2回選考委員会 7月下旬
- ↓
- ・ 契 約 8月上旬
- ↓（構築期間）
- ・ 運用開始 11月上旬

## 障害者や高齢者等に対応

- 読み上げ、文字拡大、文字色反転等の機能→読みやすさを提供  
(合理的配慮に資するツール)
- 「読書バリアフリー法」(令和元年6月施行)  
「障害者差別解消法」(平成28年4月施行)  
「視覚障害者等の読書環境の整備に関する基本的な計画」  
(令和2年7月策定)に対応

## 新しい生活様式に対応 (非来館、非接触)

- 新型コロナウイルス感染防止
- 専用HP上から貸出、返却、予約、閲覧が可能
- パソコンやスマートフォン、タブレットなどから読書が可能



公共図書館として、  
より公共性と汎用性の高いサービスを提供することができる！

### 《利用者の範囲》

甲府市立図書館の利用者  
カードの交付を受けている方

(甲府市図書館条例施行規則第9条)

- 市内に住所を有する者
- 市内に通勤し、または通学している者
- 館長が広域的な図書館活動を行うため  
適当と認めた者

### 【提供サービス】

利用者がインターネットを通じて、図書館ホームページ上から電子書籍を検索、貸出、返却、予約、閲覧できる。

また、図書館が保有する貴重資料や地域資料等も電子書籍化することで、利用者が閲覧することができる。

### 電子書籍導入状況

- 全国の導入率: 17.1%  
都道府県含む1,788自治体のうち電子書籍導入306自治体  
(2022.4.1現在 電子出版制作・流通協議会調べ)
- 県内導入状況
  1. 山梨県(2012.11月)
  2. 山中湖村(2015.10月→2018.3月終了)※館の方針による終了
  3. 韮崎市(2020.12月)



2022年11月稼働(予定)